

観光誘客 補助金

対象者

- ①県内に事業所を有する旅行業者
- ②市内に事業所を有し、市内で観光客に対して商品・サービスを提供する観光関連事業者（①との連携が必要です）

対象事業

令和4年度大型誘客キャンペーンでの本市を目的地とした旅行商品化に向けて、ウィズコロナに対応して新たに生み出す市内の観光素材・サービス開発等

対象経費

補助対象事業の実施に必要な経費

上限・率

200万円・5分の4

制度の目的

この「**観光誘客補助金**」は、旅行業者等が、令和4年度の岡山DC（DESTINATIONキャンペーン）及び瀬戸内国際芸術祭等の大型観光誘客キャンペーンを見据え、**市内を目的地とした旅行商品化に向けた新たな観光素材・サービスの開発等**を行う場合に必要とする経費の一部を補助することで、観光誘客を推進し、もって倉敷の観光産業の回復につなげていくことを目的としています。

制度の対象者

次の要件全てを満たす者が制度の対象です。

● **倉敷観光コンベンションビューローの会員であること**

現在、会員でない場合は、交付申請時まで新規に入会手続き（会費の納入が必要です）をしていただければ制度を利用できます。

● 次のいずれかの事業者であること

① **岡山県内に事業所を有する旅行業者**

旅行業法第3条の規定による登録を受け、同法第2条第1項の旅行業を営む者

② **市内に事業所を有し、市内で観光客に対して商品・サービスを提供する観光関連事業者（宿泊事業者、交通事業者、観光施設事業者、飲食事業者、土産物等販売事業者等）**

②が申請者となる場合は、必ず①の旅行業者との連携（申請時の同意）が必要です。

！ 次のいずれかに該当する者は制度の対象外です

- × 同一事業に対して別の補助金の交付を受ける者
- × 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者
- × 暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- × 宗教活動又は政治活動を主な目的とする事業を行っている者
- × 事業実施に必要な許認可を取得していない等、法令に違反している者
- × 訴訟や法令遵守上において、事業実施に支障をきたす問題を抱える者
- × 前各号に掲げる者のほか、会長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める者

次の要件 1～4 全てに該当する事業が補助の対象です。

要件 1 令和 4 年度の岡山DC及び瀬戸内国際芸術祭等の大型観光誘客キャンペーンでの誘客を図るための取り組みであること

要件 2 倉敷市を目的地とした旅行商品化に向けた取り組みであること

要件 3 ウィズコロナに対応した新たな取り組みであること

要件 4 次の①～③のいずれかに該当する取り組みであること

① 市内の観光素材・サービスの開発・磨き上げ・PR

- 鉄道や観光バス、タクシー車両等のラッピング装飾
- 旅行商品のテーマに合わせたツアー限定メニュー・グッズ開発
- SNSを活用したオンライン観光案内サービスの強化
- 観光施設等案内WEBサイトの多言語化・VRコンテンツ化等
- 「フルーツ」「酒」等テーマ性のある飲食クーポン事業の開発 等

② 市内の観光素材・サービスを活かした着地型旅行商品の開発・磨き上げ・PR

- まち歩きツアー案内人の育成、コーディネート、マップ制作
- 宿泊者を対象とした新たな体験プログラムの開発
- 観光客が参加する体験型スマートフォンアプリケーションの開発
- 体験プログラム提供のための施設改修・機器導入
- 滞在時間延長につながる定期開催イベントの試行 等

③ 市内の観光素材・サービスを活かした（本市を目的地とした）旅行商品の造成・PR

- 近隣市町の観光スポットと連携した周遊ツアーの企画
- 年齢や嗜好等ターゲットを限定したモデルコース制作
- マーケティング調査、モニターツアーの実施 等

補助対象経費： 令和4年1月1日以降 の支払いが対象

● **補助対象事業の実施に必要な経費**

原材料費、消耗品費、設備備品費、工具器具費、人件費、
外注費（請負・委託含む）、企画費、広告宣伝費、借上料、謝金等

！ 補助対象外経費

- × 旅費、飲食費、家賃・光熱水費・通信費などの固定費
- × 金券・商品券等購入費、車両・不動産購入費
- × 保険料、保証料、損失補填費用
- × 公租公課（消費税含む）、免許等の取得・登録費
- × 他の目的に使用しうる機器の購入費
- × 単なる設備更新・修繕費、継続事業に係る消耗品・備品等の購入費
- × 仮想通貨、クーポン、小切手・手形等での支払い

補助金申請手続きの流れ・各々切

申請手続きや制度の詳細は「申請の手引き」をご覧ください。
各種様式は当ビューローHPからダウンロードしてください。

事前相談（任意：事業内容検討・事業金額の見積もり）



交付申請：**令和4年2月28日（月）まで**



※補助申請の回数に制限はありませんが、同一事業で複数回の申請はできません。
※予算上限に達した場合、早期に締め切る場合があります。

«交付決定（通知）»



事業実施：**令和4年3月15日（火）まで**



実績報告：**令和4年3月15日（火）まで**



«交付額確定（通知）»



補助金請求

● **申請・問合せ先**

〒710-0046 倉敷市中央2-6-1

公益社団法人倉敷観光コンベンションビューロー

TEL:086-421-0224 受付時間:平日9時から17時まで